

# 道路運送法等関係法令と 地域公共交通会議について

---

平成31年4月25日  
中部運輸局三重運輸支局



三重運輸支局

## 【目次】

1. 道路運送法について (P2～P14)
2. 地域公共交通会議等について (P15～P24)
3. 公共交通移動等円滑化基準について  
(バリアフリー車両の導入関係)  
(P25～P30)

# 1. 道路運送法について

## 道路運送法の目的

### 法1条

「**道路運送の分野**における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、**輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進**を図るとともに、**道路運送の総合的な発達**を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。」

事業者は安心・安全の確保を第一に考え、お客様に良質な輸送サービスを提供する責務があります。

# 道路運送法とは？

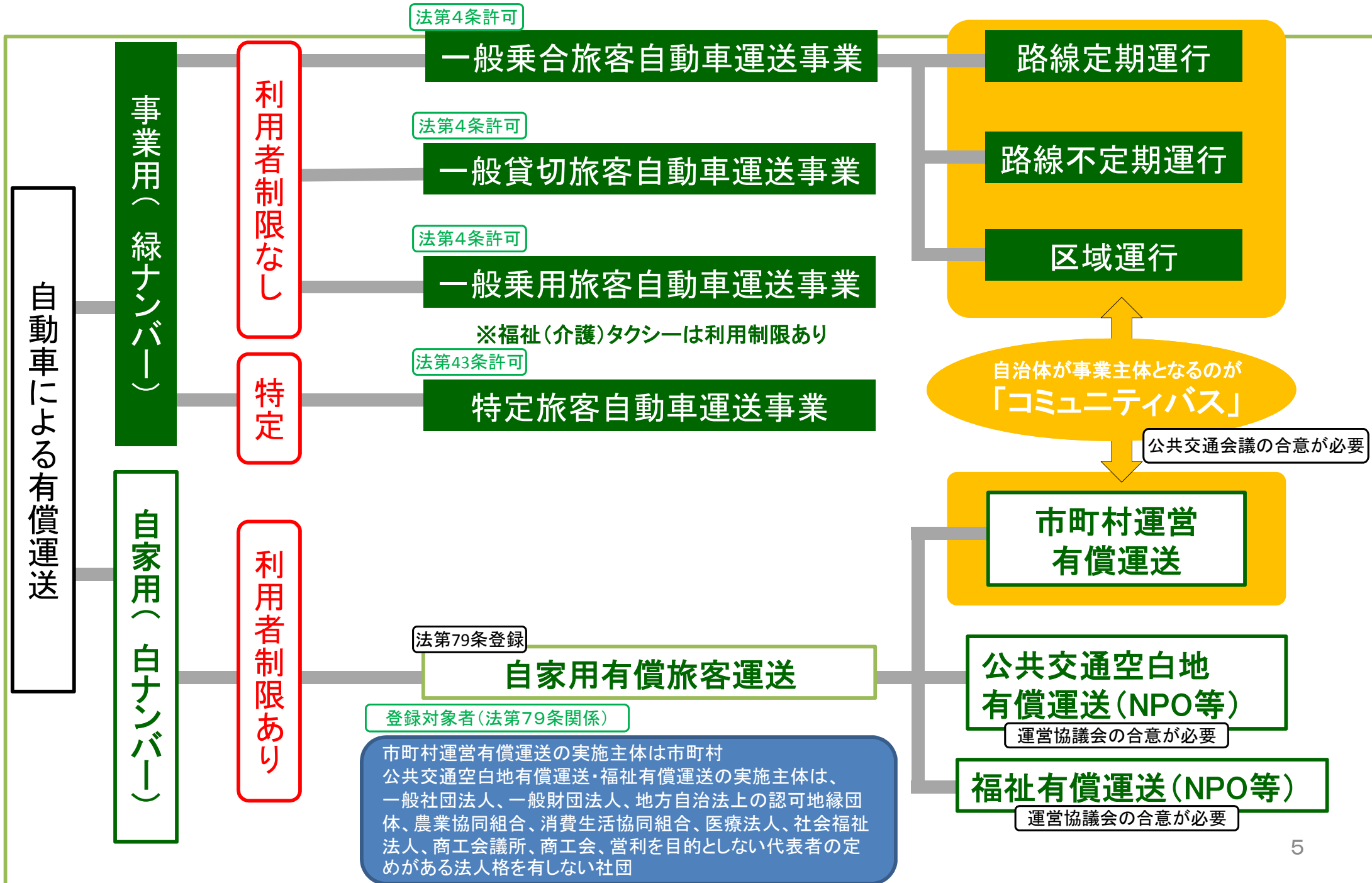
○道路運送法とは、主に旅客自動車運送事業(乗合バス、貸切バス、タクシー、福祉(介護)タクシーなど)について定めた法律です。

○道路上で自動車を使って有償で(運送の対価を得て)旅客輸送する行為は「道路運送法」により規制されています。この場合、道路運送法第3条の「旅客自動車運送事業」にあたり、法第4条の国土交通大臣の許可が必要となります。これらの事業で使用する車両は、事業用自動車と呼ばれ、ナンバープレートは緑色(軽自動車は黒)となります。

○また道路運送法第79条では、旅客自動車運送事業者による運送が困難である場合に限定し、国土交通大臣の登録を経て自家用有償旅客運送を行うことができる規定が設けられています。この場合に使用する車両は、自家用自動車、ナンバープレートは白色(軽自動車は黄)となります。

例 市町村による市町村運営有償運送  
社会福祉法人、NPO法人等による福祉有償運送 など

# 道路運送法の事業区分と運行形態について



## コミュニティバスとは

民営バス路線が廃止された地域やもともと公共交通がなかった地域など、利用者が多く見込めない地域において、住民の生活交通確保を図るため、地方自治体等の事業主体が計画し、以下の方法により運行するもの。

1. 一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス（乗合タクシーを含む。）
2. 市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送。

## コミュニティバスと道路運送法の関係

市町村等の事業主体がコミュニティバスを導入する場合であっても、道路運送法に基づく許認可等の手続きを経る必要があります（道路運送法第4条許可、第79条登録）。

# 乗合バスとは

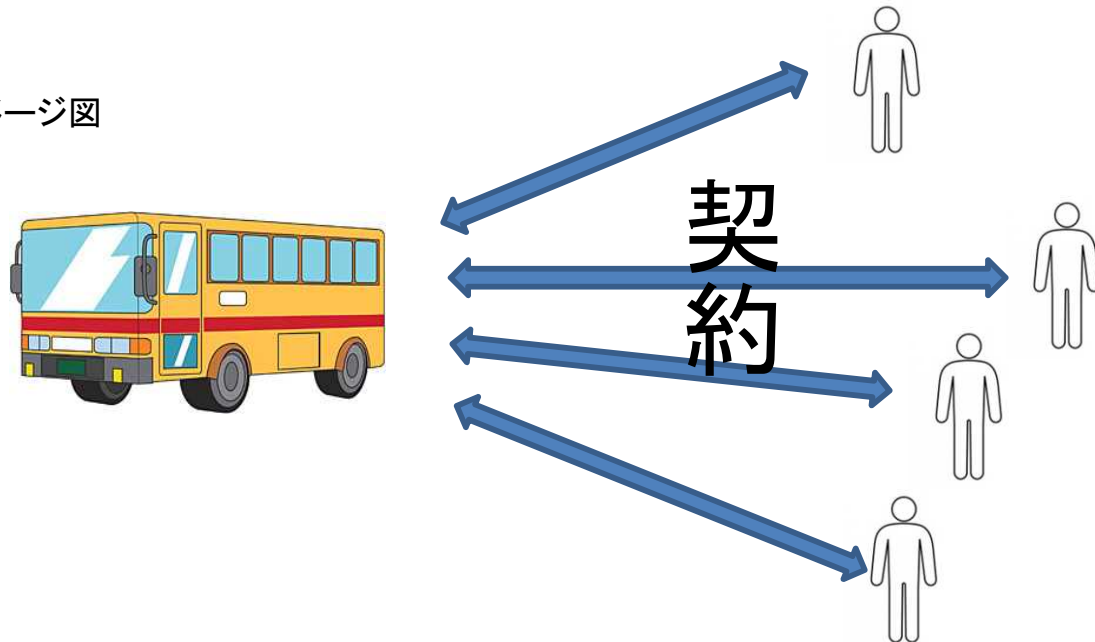
正式には**一般乗合旅客自動車運送事業**といい、不特定多数の旅客を乗り合わせて運送する事業のことで、道路運送法による事業の経営許可、運賃・料金の認可・届出が必要です。乗合バスには、一般の路線バス、定期観光バス、高速バスなどがあります。

また、地方公共団体等が主体的に運行を確保するコミュニティバスや乗合バスとタクシーの中間的な役割を果たす乗合タクシー、予約等に基づいて運行を行うデマンド交通などがあり、過疎化の進行や少子高齢化の進展を受け、地域のニーズに応じて乗合運送の形態が多様化してきております。

## ◆一般乗合旅客自動車運送事業の運行態様

- ・通常路線バスといわれる「**路線定期運行**」(高速バス含む)
- ・深夜型シャトルバスなどの「**路線不定期運行**」
- ・予約等により自宅等から目的地まで運行するデマンド交通「**区域運行**」

イメージ図



利用者とバス会社が個々に契約を結び、一つの車両で乗り合わせて運送する形態（個々が乗車時又は降車時に対価を払う）



# 乗合バスの運行形態について(路線定期運行)

## 路線定期運行

路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起終点及び停留所の時刻設定が定時である運行の形態をいう。

## 特徴

- 起点、終点を定めた運行系統を設定し、決められた大きさのバス車両で、決められた路線、決められた時刻により運行。変更する場合は、原則、国への認可申請又は届出が必要。
- バス運賃は、運行経費に適正利潤を反映させたものであって、原則、国への認可申請が必要。
- 車両の登録には自家用車よりも厳しい保安基準等が設定。運転手は2種免許が必要で、運行管理には資格を持った運行管理者が必要(原則として乗合事業に共通)。



路線バス



高速バス



乗合タクシー

## 路線不定期運行

路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起点又は終点に係る時刻の設定が不定時である運行の形態をいう。

### 特徴

- 利用者の電話予約等に応じて運行する形態が一般的であるが、予め運行系統を定め、決められた大きさのバス車両で、決められた路線を運行しなければならない。

## 区域運行

路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態をいう。

### 特徴

- 利用者の電話予約等に応じて運行する形態で、大字、町単位で営業区域を設定。
- 運送の区間ごとに発車時刻、到着時刻、運行間隔のいずれかを設定すれば、運行経路や乗降場所は営業区域内であれば原則自由。



南伊勢町デマンドバス

# (参考)乗合バス事業に係る手続き一覧

運行の様態	事業計画等の変更等		該当条項		申請・届出等	標準処理期間	提出先	
			法	施行規則				
路線定期運行	路線	路線の新設 (事業計画)	第15条第1項	第14条	認可	3ヶ月 (協議2ヶ月)	運輸局長	
		路線の延長 (事業計画)	第15条第1項	第14条	認可	2ヶ月 (協議1ヶ月)	運輸局長	
		路線の休止又は廃止 (事業計画)	第15条の2第1項	第15条の5	事前届出 (6月前)		運輸局長	
		路線の休止又は廃止 (旅客利便を阻害しない) (事業計画)	第15条の2第1項	第15条の5	事前届出 (30日前)		運輸局長	
	主たる事務所及び営業所	名称又は位置の変更 (事業計画)	第15条第4項	第15条の2	事後届出		運輸支局長	
		事業用自動車 (常用車・予備車・定員11人未満の別)	事業用自動車の数の変更 (事業計画)	第15条第3項	第15条	事前届出		運輸支局長
	自動車車庫	事業用自動車の数の変更 (車庫の収容能力の増加を伴う) (事業計画)	第15条第1項	第14条	認可	2ヶ月 (協議1ヶ月)	運輸支局長	
		最大値 (長さ、幅、高さ、総重量) の変更 (事業計画)	第15条第1項	第14条	認可	2ヶ月 (協議1ヶ月)	運輸支局長	
	自動車車庫	車庫の位置及び収容能力の変更 (事業計画)	第15条第1項	第14条	認可	2ヶ月 (協議1ヶ月)	運輸支局長	
		停留所	新設 (運賃の変更を伴わない) (事業計画)	第15条第4項	第15条の2	事後届出		運輸支局長
			廃止 (運賃の変更を伴わない) (事業計画)	第15条第4項	第15条の2	事後届出		運輸支局長
			位置の変更 (運賃の変更を伴わない) (事業計画)	第15条第4項	第15条の2	事後届出		運輸支局長
	停留所間のキロ程の変更 (運賃の変更を伴わない) (事業計画)		第15条第4項	第15条の2	事後届出		運輸支局長	
	運行系統	運行系統の新設 (ルート変更等) (運行計画)	第15条の3第2項	第15条の13	事前届出 (30日前)		運輸支局長	
		運行系統の廃止 (路線廃止を伴わない) (運行計画)	第15条の3第2項	第15条の13	事前届出 (30日前)		運輸支局長	
	運行回数	運行回数の変更 (運輸局長が指定する範囲内) (運行計画)	第15条の3第3項	第15条の14	事後届出		運輸支局長	
		運行回数の変更 (運輸局長が指定する範囲外) (運行計画)	第15条の3第2項	第15条の13	事前届出 (30日前)		運輸支局長	
	運行時刻	始発・終発の時刻の変更 (運行計画)	第15条の3第3項	第15条の14	事後届出		運輸支局長	
		運行時刻の変更 (運行回数の変更を伴わない) (運行計画)	第15条の3第3項	第15条の14	事後届出		運輸支局長	
	運賃	上限運賃の変更	第9条第1項	第8条	認可	3ヶ月	運輸局長	
		上限運賃の変更 (停留所の新設及び位置変更に伴う場合)	第9条第1項	第8条	認可	2ヶ月	運輸局長	
		実施運賃の変更	第9条第3項	第9条	事前届出 (30日前)		運輸局長	
		協議運賃の設定・変更	第9条第4項	第9条	事前届出 (30日前)		運輸局長	
軽微運賃の設定・変更		第9条第5項	第10条	事前届出 (30日前)		運輸局長		
路線不定期運行	路線	路線の新設 (事業計画)	第15条第1項	第14条	認可	3ヶ月 (協議2ヶ月)	運輸局長	
		路線の延長・廃止 (事業計画)	第15条第1項	第14条	認可	2ヶ月 (協議1ヶ月)	運輸局長	
	主たる事務所及び営業所	名称又は位置の変更 (事業計画)	第15条第4項	第15条の2	事後届出		運輸支局長	
		事業用自動車 (定員11人未満の別)	事業用自動車の数の変更 (事業計画)	第15条第3項	第15条	事前届出		運輸支局長
	自動車車庫	事業用自動車の数の変更 (車庫の収容能力の増加を伴う) (事業計画)	第15条第1項	第14条	認可	2ヶ月 (協議1ヶ月)	運輸支局長	
		最大値 (長さ、幅、高さ、総重量) の変更 (事業計画)	第15条第1項	第14条	認可	2ヶ月 (協議1ヶ月)	運輸支局長	
	自動車車庫	車庫の位置及び収容能力の変更 (事業計画)	第15条第1項	第14条	認可	2ヶ月 (協議1ヶ月)	運輸支局長	
		運行系統	運行系統の新設 (ルート変更等) (事業計画)	第15条第3項	第15条	事前届出		運輸支局長
	運行系統の廃止 (路線廃止を伴わない) (事業計画)		第15条第3項	第15条	事前届出		運輸支局長	
	乗降地点	新設 (運賃の変更を伴わない) (事業計画)	第15条第4項	第15条の2	事後届出		運輸支局長	
		廃止 (運賃の変更を伴わない) (事業計画)	第15条第4項	第15条の2	事後届出		運輸支局長	
		位置の変更 (運賃の変更を伴わない) (事業計画)	第15条第4項	第15条の2	事後届出		運輸支局長	
		乗降地点間のキロ程の変更 (運賃の変更を伴わない) (事業計画)	第15条第4項	第15条の2	事後届出		運輸支局長	
	運行時刻	発地の発車時刻の変更 (事業計画)	第15条第3項	第15条	事前届出		運輸支局長	
		着地の到着時刻の変更 (事業計画)	第15条第3項	第15条	事前届出		運輸支局長	
	運賃	協議運賃の設定・変更	第9条第4項	第9条	事前届出 (30日前)		運輸局長	
		軽微運賃の設定・変更	第9条第5項	第10条	事前届出 (30日前)		運輸局長	
区域運行	営業区域	営業区域の新設・廃止 (事業計画)	第15条第1項	第14条	認可	2ヶ月 (協議1ヶ月)	運輸局長	
	主たる事務所	名称又は位置の変更 (事業計画)	第15条第4項	第15条の2	事後届出		運輸支局長	
		営業所	名称 (事業計画)	第15条第4項	第15条の2	事後届出		運輸支局長
	営業所	新設又は位置の変更 (営業区域内) (事業計画)	第15条第4項	第15条の2	事後届出		運輸支局長	
		新設又は位置の変更 (営業区域外) (事業計画)	第15条第1項	第14条	認可	2ヶ月 (協議1ヶ月)	運輸局長	
	事業用自動車 (定員11人未満の別)	事業用自動車の数の変更 (事業計画)	第15条第3項	第15条	事前届出		運輸支局長	
		事業用自動車の数の変更 (車庫の収容能力の増加を伴う) (事業計画)	第15条第1項	第14条	認可	2ヶ月 (協議1ヶ月)	運輸支局長	
	自動車車庫	車庫の位置及び収容能力の変更 (事業計画)	第15条第1項	第14条	認可	2ヶ月 (協議1ヶ月)	運輸支局長	
	運送の区間	運送の区間の変更 (事業計画)	第15条第4項	第15条の2	事前届出		運輸支局長	
	運行時刻	発地の発車時刻の変更 (事業計画)	第15条第3項	第15条	事前届出		運輸支局長	
		着地の到着時刻の変更 (事業計画)	第15条第3項	第15条	事前届出		運輸支局長	
		運行間隔時間の変更 (事業計画)	第15条第3項	第15条	事前届出		運輸支局長	
	運賃	協議運賃の設定・変更	第9条第4項	第9条	事前届出 (30日前)		運輸局長	
		軽微運賃の設定・変更	第9条第5項	第10条	事前届出 (30日前)		運輸局長	

# 貸切バスについて

正式には**一般貸切旅客自動車運送事業**といい、一個の契約により**乗車定員11人以上**の自動車を貸し切って旅客を運送する事業のことで、道路運送法の事業の許可、運賃・料金の届出が必要です。

町内会や会社の小旅行、旅行会社の団体旅行、スクールバスの契約輸送などに利用されています。貸切バスを運行するには様々なコストがかかります。そのコストを適正に反映した運賃・料金をバス会社が受け取り、安全・安心な輸送サービスの提供ができるよう平成26年4月より運賃・料金制度が変更されました。

また、平成28年1月15に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、許可更新制の導入、行政処分の厳格化等、安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策を実施しているところです。

イメージ図

## 観光バス事業者



← 契約 →

**旅行会社**

(例) 旅行会社がツアーを実施するにあたり、旅行客の移動手段としてバスを手配。バス事業者と一個の契約を結び、車両を貸し切る契約（旅客の代表又は旅行会社がお金をまとめてバス会社に支払う）。

# タクシーについて

正式には一般乗用旅客自動車運送事業といい、1個の契約により「**乗車定員10人以下の自動車**」を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業で、いわゆる個人タクシーと、法人タクシー、福祉(介護)タクシーがあります。

個人タクシーは「1人1車制個人タクシー」といい、1人の個人が1台の自動車を使用する事業で、都市、観光地を中心に営業しております(三重県内は現在、伊勢志摩地域に4者許可されています)。

法人タクシーは、複数の乗務員、複数の車両により組織的に事業を営みます。

タクシー車両は、一般車両の他に、グレードの高い「ハイヤー車両」や、グループでの小旅行に便利な「ジャンボタクシー」、車椅子のまま乗れる「車椅子車両」「ユニバーサルデザイン(UD)タクシー」等があります。最近では、地球環境に配慮したハイブリッド自動車等の導入も行われています。

車両には、特定大型、大型、中型、小型の区分があり、それぞれに運賃料金が定められています。

福祉(介護)タクシーは旅客の対象範囲が限定されます(身体障害者手帳の交付を受けている者、要介護認定を受けている者、その他障害等で単独で公共交通機関を利用することが困難な者)。



タクシー(一般車両)



UDタクシー

# 自家用有償旅客運送について

## 自家用有償旅客運送とは(道路運送法第78条第2号)

バス、タクシー等が運行されていない過疎地域等において、住民の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣の登録を受けた市町村、NPO等が自家用車を用いて有償で運送する仕組み。

- 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する場合には、輸送の安全や旅客の利便を確保する観点から、旅客自動車運送事業(バス、タクシー事業)の許可が必要です。
- しかしながら、バス、タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合があります。
- このような場合においては、生活交通の確保等の観点から、市町村バスやNPO法人等による自家用自動車を用いた有償運送を認める「自家用有償旅客運送の登録制度」が活用できるよう、平成18年に法律上明確に位置づけられました。
- 自家用有償旅客運送の実施にあたっては、運営協議会(市町村運営有償運送の場合は地域公共交通会議)において合意が調った上で、国土交通大臣の登録を受ける必要があります。
- 国土交通大臣(三重運輸支局長)は、輸送の安全確保及び利用者の保護のための指導・監督を実施します。

# 自家用有償旅客運送の種別

種別		概要
市町村運営有償運送	交通空白輸送	市町村内の交通空白地において、市町村自らが当該市町村内の住民等の運送を行うもの
	市町村福祉輸送	当該市町村の住民等のうち、他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等であって、市町村に会員登録を行った者等に対して、市町村自らが行う、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの
公共交通空白地有償運送		NPO法人等が交通空白地において、当該地域の住民やその親族等の会員等に対して運送を行うもの
福祉有償運送		NPO法人等が、他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の会員に対して、乗車定員11人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

## 2. 地域公共交通会議等 について

※ここでは、地域公共交通会議及び有償運送運営協議会とします。



# 地域公共交通会議等の開催の必要性

道路運送法では、多くの基準を満たさなければ許可及び登録を受けることができませんが、地域公共交通会議の制度を活用することで当該基準の一部が緩和されます。また、地域公共交通会議等の制度を活用しなければ、できない事業も存在します。

例えば、乗合バス事業(路線定期運行)の審査基準例(一部)

- ①経営許可申請の標準処理期間(3ヶ月)
- ②上限運賃及び料金の認可(3ヶ月)  
※交通事業者の原価計算書を添付の上、適正な利潤が得られることを前提に国土交通大臣が認可。
- ③使用する車両は乗車定員11名以上に限定。かつ、他の事業への流用不可。営業所ごとに配置する車両は最低5両、かつ予備車1両を配置。
- ④公安委員会、道路管理者への事前調整、意見照会 等

地域公共交通会議の制度を活用すると、これら多くの基準が緩和される。

そもそも「地域公共交通会議等」の制度活用が必須である事業

地域公共交通会議: 乗合バス事業(路線不定期運行、区域運行)、市町村運営有償運送  
有償運送運営協議会: 公共交通空白地有償運送(旧過疎地有償運送)、福祉有償運送

# 地域公共交通会議の法的位置づけ

## 地域公共交通会議とは(道路運送法施行規則第9条の2)

地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第49条第1号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する会議をいう。

## 地域公共交通会議の構成員(道路運送法施行規則第9条の3)

- 必須**
- ・主宰者(地方公共団体の長) ・一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
  - ・住民又は旅客 ・地方運輸局長
  - ・一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 任意**(路線定期運行の場合は原則選任) ・道路管理者 ・都道府県警察 ・学識経験者 ・その他

法令による設置規定等をより分かりやすくするため、国では、「**地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン**」、及び「**コミュニティバスの導入に関するガイドライン**」の2つのガイドラインを定めています。

平成18年9月15日付け国自旅第161号「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」

※最終改正：平成30年12月28日

## 地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン(目次)

1. 地域公共交通会議の目的
2. 地域公共交通会議の設置及び運営
3. 協議を行うに当たっての具体的指針
  - (1) 地域の移動ニーズの把握
  - (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
  - (3) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
  - (4) 互助による運送との連携に関する事項
  - (5) 地域交通会議の運営方法その他地域公共交通会議が必要と認める事項
  - (6) 法に基づく手続き上合意を必要とする事項等
4. 地域公共交通会議の構成員
5. 地域公共交通会議の合意
  - (1) 地域公共交通会議における合意の方法
  - (2) 地域公共交通会議の合意を解除する場合
  - (3) 地域公共交通会議における検討プロセス
6. 申請処分後における主宰者の役割

## コミュニティバスの導入に関するガイドライン(目次)

1. 目的
2. コミュニティバスの定義
3. コミュニティバスの導入に際し、留意すべき事項
  - (1) 基本的な考え方
  - (2) 事業計画
  - (3) 運行計画
  - (4) 運賃及び料金等
  - (5) 市町村等が運行を委託する場合における運行主体の選定方法
  - (6) 市町村等が運行を委託する場合におけるその他の配慮事項

# 地域公共交通会議を運営するための2つのガイドライン

地域公共交通会議は原則公開とする。ただし、議事概要の公開をもってこれに代えることができる。(運営ガイドライン2. (5))

- 会議開催にあたっては、事前にホームページ等で日程を公表し、当日は傍聴席を設けるなどの工夫が必要。
- 会議開催後は、会議資料とともに議事概要を速やかにホームページ等で公開し、地域住民に広く公開を!

地域公共交通会議の下に幹事会を置くことができる。幹事会は、申請内容の事前審査、会議の円滑な運営のための方法の審査を行い、幹事会において審査した事項に関して地域公共交通会議に報告するものとする。(運営ガイドライン2. (9))

- 幹事会未設置や事前調整不足が理由で、地域公共交通会議の合意が得られない事例もあります。幹事会を置くことができない場合であっても、委員(関係機関)との事前調整は重要です。また、会議資料の中身も重要です(路線図はコミバス路線だけでなく生活バス路線や鉄道路線等も反映されているか、停留所が視覚的にもわかる資料となっているか等議題内容がよりわかり易くなる資料作成を。)
- 実は、地域公共交通会議できちんと合意されたにも関わらず、運行事業者が申請をする段階で判明する「事前調整不足事案」がたくさんあります。

## 幹事会未設置、事前調整不足が原因による「あってはならない事案」の例

- コミュニティバス導入の合意を得ようとしたが、既に当該地域では住民主導でバスを走らせようとする相談を他の部署で受けており、会議当日の合意が得られなかった。
- コミュニティバスの運賃について合意しようとしたところ、競合する民間バス路線との運賃差があまりにも大きかったことが当日判明したため、会議当日の合意が得られなかった。
- 事前に調整しないまま地域公共交通会議等を開催し、当日、公安委員会（警察）の出席がなく、確認ができなかった。
- 運行を予定している道路について公安委員会の警察の管轄が違った。
- 交通担当部署の政策について道路管理担当部署が全く知らなかった。
- 地域公共交通会議では合意されたものの、バス停留所の位置の調整について、運行事業者に丸投げであったため、運行開始直前になって自治体へ住民から苦情が寄せられた。
- 設定された路線が、認可後、大型車両通行禁止であったことが発覚した。
- 設定された路線にある高架の高さ制限が、自治体の用意した運行車両の車高より低い場所があった。
- 私有地内にバス停を設置することとなったが、商業施設の駐車場と店舗との配置関係から、通行について条件が課せられた。
- バス停の移設について、届出のみでできると判断していたが実際は路線から外れた位置にあり、路線延長の認可申請が必要であった。
- 道路管理者との調整不足により路線が「市道」として申請され、運輸支局が道路管理者に照会を行ったところ、その道路が「林道」であることが判明し、林道管理者が許可できないと判断した。

## 地域公共交通会議を運営するための2つのガイドライン

地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様を検討するにあたり、路線定期運行を中心に整合性のとれた地域交通ネットワークが構築されるよう留意する必要がある。路線不定期運行又は区域運行については、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているものであることについて適切に判断されることが必要である。  
(運営ガイドライン3. (2)①)

地域の交通ネットワークの整備にあたっては、路線定期運行を基本としつつ、当該地域の特性に応じたその他のサービスを組み合わせることによって、全体として整合性のとれたネットワークを構築することが重要である。(コミュニティバスガイドライン3. (1))

地域交通の検討にあたっては、まず既存の交通事業者の活用を十分に検討する必要があるが、交通事業者ではサービス提供が困難な場合においては、自家用有償旅客運送や互助による輸送等も含めて交通ネットワークのあり方を考えることが必要である。  
(運営ガイドライン3. (3)①)

- 会議では、地域の実情に応じた運行の態様を決めることから協議することが重要です。
- 特定の運行の態様を導入することを前提に、会議を開催することは問題です。仮に初回の公共交通会議で合意を得ようとする場合は、事前に幹事会を活用する等、運行態様の決定経緯、理由等の説明が必要です。

## 地域公共交通会議を運営するための2つのガイドライン

運行を委託する場合の運行主体の選定にあたっては、運行経費の多寡のみを基準とすることなく、収益拡大策、運行の安全性、利用者の利便性、環境への配慮、緊急時の対応能力等の観点から総合的に評価することが必要である。(コミュニティバスガイドライン3.(5))

- 運行主体の選定は、運行経費のみの入札による選定方式だけでなく、プロポーザル方式等を活用し、総合的に評価することにより決定することが望ましい。
- 最近、バスの運転者不足を理由に、事業者選定の応募を辞退するバス会社等も見られるようになった。事業者選定にあたっては、余裕を持ったスケジュール管理を行う必要がある。

地域公共交通会議では、路線の休止、廃止等の協議も可能である。  
また、必要に応じて、運行しようとする者等から説明を求めるなどにより協議しても差し支えない。(運営ガイドライン3.(2)⑤、⑥)

- 地域公共交通会議は、コミュニティバスを走らせるための手続きのみ協議するものではないことをご理解いただきたい。
- 運行開始後の状況説明や、見直し、事業評価等を目的とした開催も積極的に！委員からの提案等を活用し、地域の交通施策を成功させる市町村も出てきた。

# 有償運送運営協議会の法的位置づけ

## 有償運送運営協議会とは(道路運送法施行規則第51条の7)

地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する会議をいう。

## 有償運送運営協議会の構成員(道路運送法施行規則第51条の8)

- 必須**
  - ・主宰者(地方公共団体の長) ・一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
  - ・住民又は旅客 ・地方運輸局長
  - ・一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
  - ・区域内において現に有償運送を行っている特定非営利活動法人等
- 任意**
  - ・学識経験者 ・その他

法令による設置規定等をより分かりやすくするため、国では、「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」を定めていますので、詳細はそちらをご確認ください。

平成18年9月15日付け国自旅第145号「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」

※最終改正：平成30年12月28日



# 地域公共交通会議を更にレベルアップするために！

## 地域公共交通会議で一般的に見られる光景・・・



事務局

今回、〇〇地区にて運行する予定のデマンド交通についてご協議いただくとともに、国の補助制度を活用するため、お手元に配布させていただいたネットワーク計画を承認頂きます。

意見を出したら、補助金がもらえなくなるかも。



交通事業者 住民代表

当日配布された資料で協議するなんて難しいよなあ。そもそもデマンド交通って？



道路管理者 公安委員会

**議事録：委員からの意見も特段なく、事務局提案議案は全会一致で合意**

## あったらいいな！こんな地域公共交通会議！



事務局

今回、市で運行する予定のコミュニティバスの事業内容を協議いただくとともに、今後の利用促進策や事業内容について、積極的にご提案をお願いします。

乗継ぎ利便向上のため、他路線の時刻を変更しましょう。



交通事業者

老人会の会合をバス利用に転換してみるよ！



住民代表

この区間は道路幅員が狭いため、他の経路を提案します。



道路管理者

運転免許を返納した高齢者に対する事業をします。



公安委員会

**議事録：複数委員からの提案により、幹事会等により詳細内容について決定することになった。**

# 3. 公共交通移動等円滑化 基準について（バリアフ リー車両の導入関係）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称:交通バリアフリー法)に基づき、乗合バス事業者が新たにバス車両を導入する場合、法令に基づく基準(公共交通移動等円滑化基準)に適合した車両を導入しなければならないこととされています。

但し、運行の態様や特別な事由により全ての基準を満たすことができない場合、乗合バス事業者からの申請により、同基準を適用除外とすることができる「適用除外認定制度」が設けられています。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  
(交通バリアフリー法)(平成18年法律第91号)  
第8条(基準適合義務等)

【対象】一般乗合旅客自動車運送事業の路線定期運行のバス車両

「移動等円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第111号)(公共交通移動等円滑化基準)

- 第37条～第42条(バス車両の基準)
- 第43条(基準の適用除外)
- 附則第3条(基準の適用除外:平成12年11月以前登録の中古車)

事業用自動車バス(緑ナンバー)を導入する際の車両構造基準について、「道路運送車両の保安基準」に基づき、満たさなければならない項目もある。

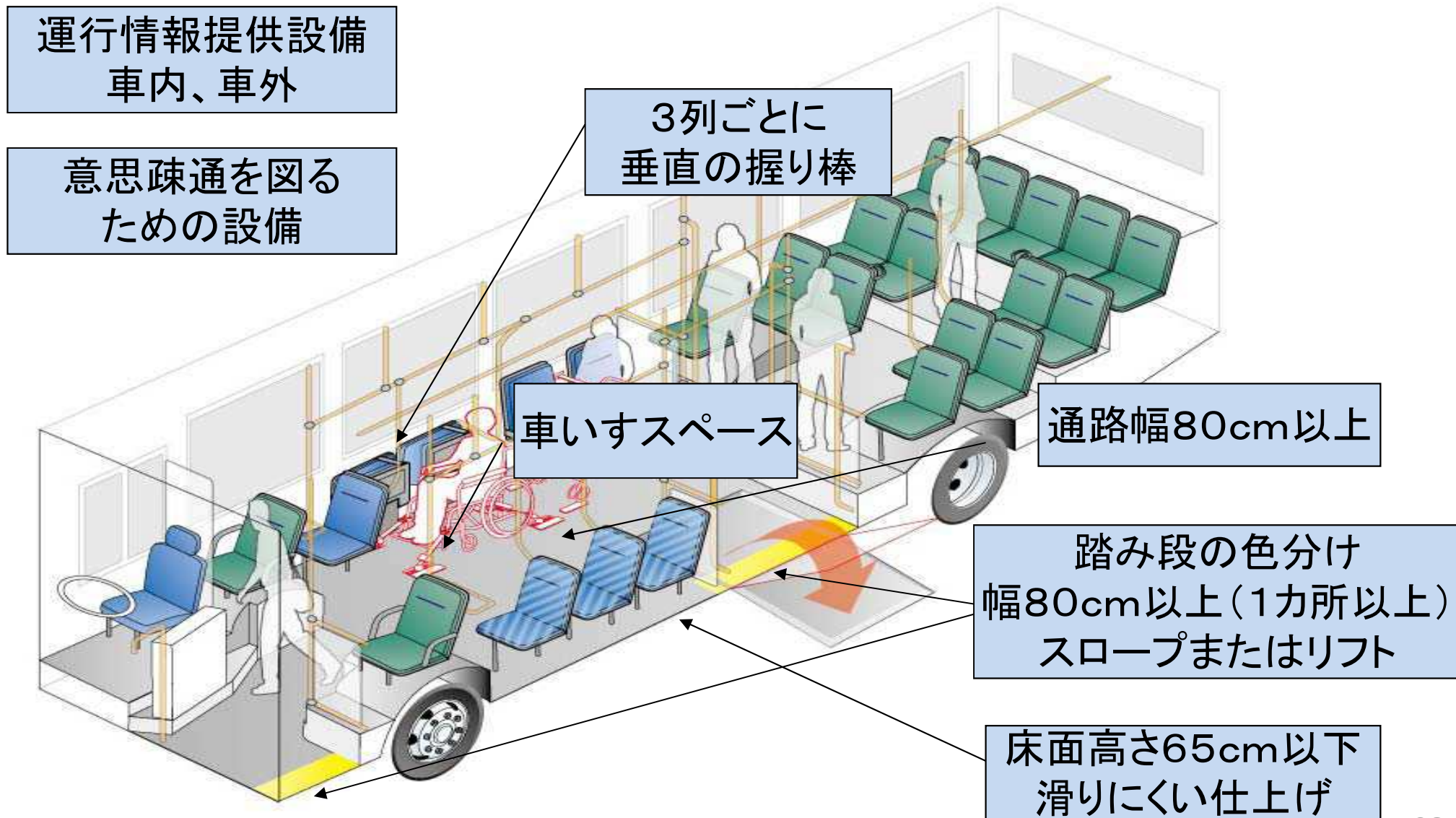
# 公共交通移動等円滑化基準①

車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該車両等を、「公共交通移動等円滑化基準」に適合させなければならない。(交通バリアフリー法第8条)

乗降口	踏み段の色	段の端部が周囲の部分と明確に識別できるように色分け
	幅	乗降口の1つ以上、幅は80cm以上
	スロープ	車いす使用者の乗降を円滑にする設備、スロープ、リフト
床面	高さ	地上面から65cm以下
	表面	滑りにくい仕上げ
車いすスペース		1つ以上設けること
通路	幅	乗降口と車いすスペースの間の幅80cm以上
	手すりの設置	連続する座席3列ごとに垂直に握り棒設置
運行情報提供設備等		車内、次に止まる停留所名等表示 & 音声による提供 車外、放送設備、前面、左側面、後面行き先表示
意思疎通を図るための設備		文字により意思疎通を図るための設備とその表示

# 公共交通移動等円滑化基準②

「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備等に関する基準を定める省令」(バス車両については第37条～第42条)



# 移動円滑化基準適用除外認定制度について(概要)

## 移動円滑化基準適用除外の認定を申請することができる自動車

- (1) 地形上の理由により移動円滑化基準に適合する自動車の走行が物理的に困難な路線を走行する自動車(自動車の運用上やむを得ず当該路線以外を走行する場合も含む。)
- (2) 高速バス、定期観光バスその他の床下に収納スペースを設ける必要があること等により低床化が困難であり、かつ、通常利用する乗降口を自動車の左側面の前部にしか設けることができない自動車
- (3) 幅2.1m以下であって乗車定員が23名を超える自動車、ガイドウェイバスその他技術開発上移動円滑化基準への適合が困難な自動車
- (4) 車両総重量5t以下であって乗車定員23人以下の自動車 など



○小型車両のコミュニティバスの導入ニーズの増加に伴い、当該車両の導入に対応するため、平成26年4月1日付けで「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」の一部を改正しました。

○新たに、「運行地域の自治体及び住民と基準の適用除外がされた自動車を運行させることについて合意がなされていること又は運行地域の自治体からの要請があること等」を条件に付すものとなっています。

# リーフレット・マニュアルのお知らせ

- ▶地域公共交通会議の重要性が高まっているなか、関係者間の役割分担を明確にし、お互いの立場を尊重して議論することが重要です。
- ▶そのため、中部運輸局では「地域公共交通会議」をより良くするポイントをまとめたリーフレットを作成し、HPに掲載しております。

※[http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/tsukuro/pdf/keikaku/kkk\\_leaflet.pdf](http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/tsukuro/pdf/keikaku/kkk_leaflet.pdf)



その他、地域公共交通会議にあたって参考となる報告書やリーフレット等もHPに掲載しておりますので、ご活用頂ければ幸いです。詳細は「中部運輸局 地域公共交通」で検索してください。

